

ひとり親家庭医療費 手続き一覧

会津美里町 健康ふくし課 こども家庭支援室 Tel.0242-55-1145

令和5年11月診療分から県内の医療機関を受診した際の窓口負担(1,000円)がなくなりました。(一部医療機関を除く)これに伴い、これまで受給者証とホチキス止めていた「ひとり親家庭医療費自己負担上限額管理票」も不要となります。

手続き一覧表

以下の場合には変更届の提出が必要となります。届出書は町役場窓口にあります。不明な点がありましたら上記電話番号までお問い合わせください。支所での手続きの場合、新しい受給者証は郵送でお送りいたします。

手続きが必要な場合	手続き内容・必要なもの
①支給対象児童が増える時	受給者証の訂正・再交付を行います。 ・増えた児童の分の健康保険証
②支給対象児童が減る時	受給者証の訂正・再交付を行います。 減ったことにより児童数が0人になった場合には医療費助成が受けられなくなります。 ・児童が施設に入所した場合は入所日のわかるもの(施設の受給者証など)
③母子(父子)の氏名を変更する時	先に健康保険証と通帳の氏名変更が必要となります。変更後に受給者証の訂正・再交付を行います。 ・母子(父子)全員分の、変更後の健康保険証 ・氏名変更後の預金通帳の写し
④支払金融機関を変更したい時	受給者証はそのままお使いいただけます。 ※通帳は償還払いのみ使用します。 ・変更したい金融機関の通帳の写し
⑤住所を変更(転居)する時	受給者証の訂正・再交付を行います。 変更届の記入のみ。必要書類はありません。
⑥所得の高い親族と同居(別居)した時	世帯分離をしている場合には影響ありません。 同居した親族の方の所得が制限を上回る場合には医療費助成が受けられなくなります。
⑦母(父)が婚姻した、または事実婚の状況にある時	資格喪失となり、医療費助成が受けられなくなります。
⑧転出した場合	資格喪失となります。 ※転出先の市町村にて引き続き助成制度を受けられる可能性があります。
⑨受給者証を紛失・汚損した時	再交付が可能です。 ・母子(父子)全員分の健康保険証 ・身分が証明できるもの (運転免許証やマイナンバーカード)

医療費助成について

・医療費が助成されるのは、**保険適用のもののみ**となります。差額のベッド代や自由診療分は保険が適用されないため助成されません。健康保険から支給された高額療養費及び付加給付等がある場合は、それを差し引いた額を助成します。

償還払について

・県外での受診など受給者証が使用できなかった場合や、受給者証を忘れてしまったことで一旦医療費をお支払いいただいた場合には、請求いただくことで町役場より、かかった医療費を登録口座への振込という形で助成いたします(償還払)。請求には**領収証**が必要ですが、領収証を紛失した際には町役場の申請書に医療機関からの証明・押印をもらうことでも申請が可能です。

更新 必要書類

ひとり親医療費助成制度では所得確認のために毎年8月に更新を行っています。資格を持っている方全員が対象です。対象者には事前に更新に関する書類一式をお送りいたします。(児童扶養手当現況届に同封いたします)

【必要書類】

- ・郵送された書類一式
- ・母子(父子)全員分の健康保険証の写し

年間計画

- 8月…資格更新書類提出期間(全資格者対象)
- 11月…所得審査の結果、該当になった方へ町役場より受給者証を郵送

※更新の際、受給者証の提出は不要です。その年の10月31日までは引き続き使用いただけます。所得審査後、10月末に新しい受給者証と返信用封筒をお送りいたしますので、古い受給者証は返信用封筒にて送り返してください。

※手続に必要な書類やご案内、その他手続きが発生した場合には事前に町役場から対象者様へ郵送いたします。詳しくはお問い合わせください。

所得制限表

ひとり親家庭医療費では児童扶養手当と同じ所得制限表を使用します。申請者（母または父）の所得だけではなく、同じ住所に住んでいる方全員の所得も審査の対象です。ただし、児童扶養手当とは違い、**世帯分離をしている方は所得審査の対象になりません。**

【扶養義務者とは】

同じ住所に住んでいる方のうち、申請者の直系血族の方は扶養義務者（一緒に児童を養育する立場にある方）となります。児童であっても、就職して所得がある場合には、対象児童兼扶養義務者として所得審査の対象です。

【所得制限表の見方】（令和6年11月以降）

所得は今現在の所得を見るのではなく、**1月～9月までは前々年、10月～12月までは前年の所得**を見ます。扶養親族の数は確定申告（年末調整）を行った時点での人数です。所得から（給与収入、年金収入の方は）10万円を引き、社会保険に加入している方はさらに8万円、加えてその方の医療費控除などを差し引いた後の金額で判断します。所得制限を超えない場合に医療費を助成します。※養育費の80%も所得に含まれます。

扶養親族の数	申請者本人	扶養義務者
0人	2,080,000 円	2,360,000 円
1人	2,460,000 円	2,740,000 円
2人	2,840,000 円	3,120,000 円
3人	3,220,000 円	3,500,000 円
4人	3,600,000 円	3,880,000 円
5人	3,980,000 円	4,260,000 円

【例】

- ・令和6年の8月に申請⇒令和5年度所得（令和4年分所得）
- ・令和6年の12月に申請⇒令和6年度所得（令和5年分所得）

○扶養親族の数が**0人**で所得が550,000円、養育費を年間600,000円受け取っている場合。

⇒養育費の80%が所得になるので $600,000 \times 0.8 = 480,000$ 円

よって所得は $550,000 + 480,000 = 1,030,000$ 円

ここから10万円と8万円を控除するため、

$1,030,000 - 100,000 - 80,000 = 850,000$ 円

申請者本人の金額が2,080,000円を超えていないため医療費が助成されます。



←ホームページにはカラー版もございます